

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全・安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたちが自ら事故や災害から身を守るための能力を身につける安全教育を推進するとともに、学校内や通学路の環境整備に努め、児童生徒の安全を確保します。

また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「義務標準法」という。）」の改正に伴う35人学級の実施や児童生徒の増加への対応を的確に行い、良好な教育環境を確保します。

○ 現状と課題 ○

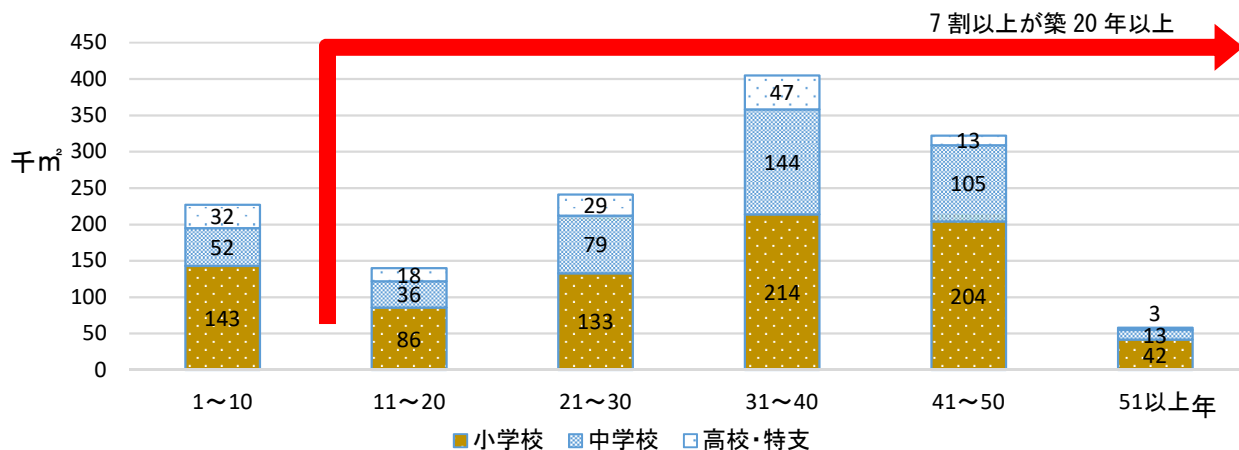
昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害等が各地で起きています。そのような状況の中、子どもたちの自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育を組織的に推進し、さらに、地域社会や家庭との連携をとりながら学校安全の推進を図ることが必要です。

交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、自転車走行中や歩行中の事故が多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の充実を図ることはもとより、子どもが安心して登下校できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

学校施設については、本市が保有する施設全体の約7割が築年数20年以上を経過しており【図表10】、今後も引き続き、「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に予防保全を実施するとともに、再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら、長寿命化を進めていくことが必要です。あわせて、令和3（2021）年4月に改正された国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針*」では、老朽化対策とともに、自然災害や感染症などから児童生徒等を守るため、防災機能の強化や衛生環境の改善による安全・安心な教育環境の確保が不可欠であるとされているほか、バリアフリー法*も改正されたところであり、これらに対応した取組が必要となっています。また、「川崎市地域防災計画*」において、学校施設は避難所・地域防災拠点として指定されていることから、防災機能の強化を図っていく必要があります。

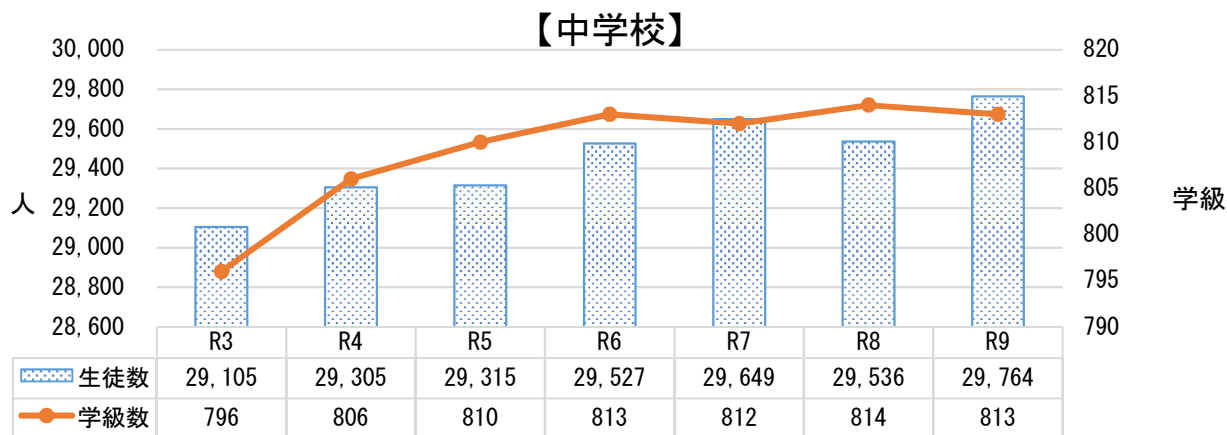
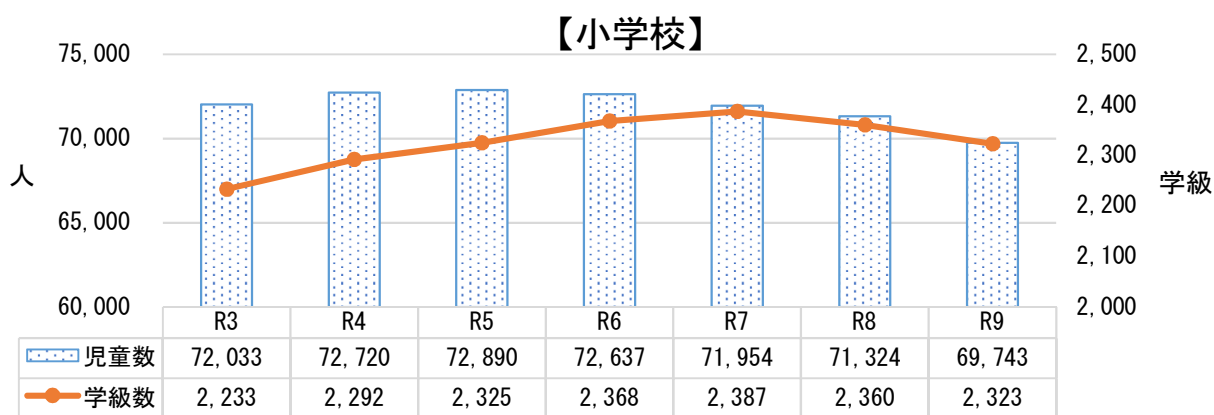
本市では、今後も大規模集合住宅の建設等により児童生徒数の増加が見込まれる【図表 11】地域があるほか、「義務標準法」の改正に伴い小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられることを踏まえ、必要な教室数を確保し、良好な教育環境を維持することが求められています。

図表10 建築後経過年数別保有面積(令和3(2021)年度時点)



資料：川崎市教育委員会調べ

図表 11 児童、生徒数・学級数長期推計



資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や、エレベータの設置などバリアフリー化の取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

○ 参考指標 ○

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (R3(2021))	目標値 (R7(2025))
トイレ快適化整備校数(小・中・高・特別支援学校)	トイレを快適化した校数 【出典：川崎市教育委員会調べ】	99校 (R2)	123校 以上	175校 (R4)
エレベータ設置校数の割合(小・中・高・特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合 【出典：川崎市教育委員会調べ】	90.3% (R2)	86.2% 以上	98.3% 以上
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	築年数20年以下(平成25(2013)年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設 【出典：川崎市教育委員会調べ】	37.9% (R2)	50.0% 以上	80.0% 以上
児童生徒の登下校中の事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間平均) 【出典：川崎市教育委員会調べ】	35.6件 (R2)	25件 以下	23件 以下

施策 1. 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、地域や関係機関と連携した活動等をおして、子どもたちの防災意識を高めます。

- 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導を推進します。
- 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるほか、関係機関と連携した防犯パトロールの充実を図るための取組を進めるなど、地域と連携しながら子どもの安全を確保する対応を図ります。
- これまで取組を進めてきた地震への対策に加え、毎年各地で発生している大規模な風水害の発生に備える必要性が高まっていることから、学校防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
学校安全推進事業 スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校による先進的な研究の推進や成果の共有等により、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 配置：25名 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの配置 				事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 配置：100か所（R3.12月末時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校の実情に応じた適正な配置 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路安全対策会議の開催 ・会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○危険か所の改善 ・危険か所の改善に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				
	<ul style="list-style-type: none"> ●学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校防災教育研究推進校の指定 指定校数：7校 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進校の指定 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における防災教育の推進 ・防災学習テキストの配布と防災教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 				

施策 2. 安全・安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、改修による再生整備と予防保全により学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、長寿命化を推進します。

また、トイレの洋式化・ドライ化による衛生環境の改善やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進するとともに、非構造部材の耐震化など、学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- 「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- 校舎の内外装改修や断熱化などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組みます。
- 老朽化の著しい給水管の改修を進めるとともに、あわせて直結給水化*を実施することで、子どもたちにより安全でおいしい水が提供できる環境を整備します。
- 障害のある児童生徒等も安心して学習・生活することができる教育環境の整備として、令和 2（2020）年度末までに 158 校にエレベータ設置が完了しており、引き続き、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化の取組を推進します。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高いトイレ改修については、令和 2（2020）年度末までに 99 校で完了しており、令和 4（2022）年度末までに、高等学校等を含めた本市のすべての学校において快適化工事が完了するよう、取組を進めます。
- 平成 20（2008）年度及び 21（2009）年度に小・中学校等の普通教室へ一斉に整備した空調設備は、設置から 10 年以上が経過し、劣化の進行が懸念されることから、脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」も踏まえながら、複数年にわたる段階的な更新の手法について検討を進めます。
- 東日本大震災の被害状況や「川崎市地域防災計画」等を踏まえ、窓ガラスの飛散防止対策等の非構造部材*の耐震化など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。



【学校プールの効率的な運用整備について】

子どもたちの泳力向上、水の危険から身を守る運動の習得には、あらゆる児童生徒に対応した専門的かつ効果的な水泳指導が求められている一方で、授業の実施にあたっては、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、子どもたちの安全確保を徹底する必要があるなど、教職員にとって大きな負担となっています。

また、近年では、猛暑や台風、ゲリラ豪雨等により、十分な授業時間を確保できないケースが増えているほか、プール施設の老朽化に伴い、多大な更新費用が生じることが見込まれるなど、さまざまな課題があります。

こうした課題に対応するため、今後、学校プールの新設・更新等のニーズが生じた学校については、原則として、近隣の市民プールや民間プールまたは近接校のプールの活用を検討することとし、民間事業者のきめ細かな専門的指導による子どもたちの泳力向上、プール施設整備費用の削減、教職員の働き方改革などにつながる取組を進めます。

事務事業名	現状		事業内容・目標			
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降
学校施設長期保全計画推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 既存学校施設の改修（再生整備・予防保全）により、老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を計画的に実施し、より多くの学校の教育環境を早期かつ効率的に改善するとともに、長寿命化を推進します。 </div>	●「学校施設長期保全計画」に基づく長寿命化・再生整備の推進 校舎の工事：16校 校舎の工事：17校 校舎の工事：17校 校舎の工事：23校 校舎の工事：28校 → 事業推進 体育館の工事：2校 体育館の工事：4校 体育館の工事：13校 体育館の工事：16校 体育館の工事：16校					
	●緊急性の高い老朽化した給水管の適切な更新 ・更新方針の検討 → ・方針に基づく設計・工事の推進 →					
学校施設環境改善事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、普通教室の空調設備の更新等を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。 </div>	●既存校のエレベーター設置の推進 完了校数：163校 完了校数：169校 完了校数：170校 完了校数：171校 完了校数：172校 → 全校完了(予定) R9(2027) ・老朽化したエレベーターの長寿命化に向けた改修の推進 → 事業推進					
	●学校トイレの環境整備の推進 完了校数：141校 全校完了(予定)					
	●普通教室の空調設備の更新 ・更新方針の検討 → ・更新方針の検討、調査 → ・更新方針の決定 → ・計画的な空調設備の更新 →					
	●学校施設の防災機能の強化 ○非常用電源としての蓄電池の整備 全校完了 ○非構造部材の耐震化の推進 ・窓ガラス飛散防止フィルム [※] の整備 → ・非構造部材の耐震対策の推進 →					
	○学校施設の防災機能の適正な維持 ・非常用発電機等の維持管理 → 継続実施					
学校施設維持管理事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。 </div>	●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・適切な保守・点検、管理、補修の実施 → 継続実施 → 事業推進					
	●効率的・効果的な学校施設の管理 ・民間活用による管理体制の検討、調査 → 継続実施					
	●学校プール施設の効率的・効果的な管理 ・学校プール施設の今後のあり方の検討と方針決定 → ・方針に基づいた取組の推進 →					

施策 3. 児童生徒数・学級数増加への対応

大規模集合住宅の開発や人口動態、また、義務標準法の改正に伴う小学校の学級編制の標準の段階的な引き下げを踏まえた学級数の推計に基づき、教室不足が見込まれる場合には、一時的余裕教室*等の普通教室への転用や、校舎の増改築、通学区域の見直し、学校の新設等を計画的に行います。

- ・子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、社会的、自然的要因による児童生徒数の動向等を踏まえ、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増改築等を実施します。
- ・大規模な集合住宅の開発が進展している新川崎地区については、令和7（2025）年4月の開校をめざし、小学校新設に向けた取組を進めます。



【義務標準法の改正について】

1 趣旨

Society5.0 時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために、公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げることとされました。

2 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級*の計画的な整備

令和7（2025）年3月31日までに、学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）
学年	小3	小4	小5	小6

※計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応する。

※本市では第1、2学年は35人の学級編制を実施済み

事務事業名	現状		事業内容・目標				
	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度	令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度以降	
児童生徒数・学級数増加対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。 </div>	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施		継続実施			事業推進	
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施 ・大師周辺地区等における通学区域の見直し		・調査の実施と結果を踏まえた通学区域の検討、検討結果に基づく取組の推進				
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・基本設計		・実施設計	・新築工事	・新築工事・完成	・開校	
	●児童生徒数の動向や学級編制の標準の引き下げ等に応じた計画的な施設整備 ・高津小・柿生小・東小倉小 増築工事（完成） ・井田中 増築工事着工		・井田中 増築工事（完成） ・坂戸小、新作小 南百合丘小 増築工事着工	・坂戸小、新作小、南百合丘小 増築工事（完成） ・宮前平中 増築工事着工	・宮前平中 増築工事（完成） ・児童生徒数の将来推計値に基づく増築等の実施		
			・鷺沼小整備方針の検討と方針に基づく取組の推進				